

検査実施料に関するお知らせ

(管理番号:25-0081)
2025年06月 C

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、令和7年5月30日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0530第2号」により、測定項目に検査実施料の新設がされましたので、下記の通りご案内いたします。

謹白

記

■ 新規保険収載

測定項目	悪性腫瘍組織検査（処理が容易なもの） （医薬品の適応判定の補助等に用いるもの） （DNAメチル化検出検査）
保険点数	2500点
検体検査判断料	遺伝子関連・染色体検査判断料（100点）
診療報酬 点数表区分	「D004-2」悪性腫瘍組織検査
留意事項	（16）RAS遺伝子野生型の治癒切除不能な進行・再発の結腸・直腸癌におけるDNAメチル化検出検査は、当該疾患における治療薬の選択の補助に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、リアルタイムPCR法によりDNAメチル化状態の検出を行った場合に、本区分の「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数を準用し、患者1人につき1回に限り算定する。

■ 適用日

2025(R7)年 6月 1日(日) から適用